

千葉市公告第744号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月9日

千葉市長 熊谷俊人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市法務省連携ネットワークシステム用機器等賃貸借契約

(2) 業務概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおり

(3) 賃貸借期間

平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

(4) 履行場所

千葉市役所及び本市が指定又は承認する場所

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの

オ 入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置を受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反していない者であること。

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 当該賃貸借物品を納入することが可能な者であること。

(4) 当該賃貸借物品納入後、アフターサービス・メンテナンスを本市の求めに応じて、迅速に提供できる者であること。

(5) 本市又はその他官公庁において、過去2年間の間に同種又は類似のシステム機器等の賃貸借契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

電話 043-245-5134 (直通)

電子メール: kusei.CIC@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等

- (1) 入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請書等の配布 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンクの当事業の箇所からダウンロードすること。

(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken/buppin/index.html>)

イ 提出場所等 公告日から平成30年11月16日(金)までに、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、平成30年11月15日(木)の午後5時までに書留郵便にて必着とする。

- (2) 入札参加資格確認審査の結果について、申請者宛てに入札参加資格確認結果通知書を平成30年11月20日(火)までに郵送する。

5 入札説明書の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンクの当事業の箇所からダウンロードすること。

(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken/buppin/index.html>)

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 平成30年11月22日(木)午後2時00分(郵送の場合は、平成30年11月21日(水)午後5時までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所 千葉市庁舎8階 市民局相談室

(3) 入札方法

ア 入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札金額は契約初年度に要する金額の税抜額を記載のこと。

(参考: 入札金額=月額×契約初年度に要する月数の税抜額)

(月額=貸借借総額/60か月分)

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

(契約期間全体の総額ではないので注意すること。)

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

イ 経費内訳表

(5) 入札保証金 要。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金 要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、契約事務担当課及び千葉市ホームページ「例規集」にて閲覧できる。

(http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html)

(5) 平成31年度以降の予算について、本貸借に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。

(6) 詳細は、入札説明書による。